

研究論文 1950年代の教育映画における法制化運動の展開

著者	國分 麻里
雑誌名	筑波大学教育学系論集
巻	44
号	1
ページ	25-35
発行年	2019-10
URL	http://hdl.handle.net/2241/00159038

〈研究論文〉

1950年代の教育映画における法制化運動の展開

國 分 麻 里

1950年代の教育映画における法制化運動の展開

國分麻里

1. はじめに

教育に映画を用いることは戦前から行われていたが、敗戦を経た1950年代は新教育の一環として短編映画を教材として学校の授業で用いることが盛んに唱えられた。しかし、フィルム購入や上映のための機器や施設に多額の費用がかかるために、学校や地域では多くの困難を抱えていた。高額な機材やフィルム購入の為の予算確保が喫緊の課題となっていたのである。

こうした背景より、1964年、視聴覚ライブラリーで購入する機器・教材費に補助金が計上され、1971年には視聴覚教育をつかさどる社会教育局長の私的な諮問機関として視聴覚ライブラリー研究会が発足した。そこでの意見をを受けて文部省は1973年より視聴覚センターの建設を促進するための施設費援助を始めた。映画製作および教育関係者が待ち望んでいた補助金が出始めたのである。1950年代の法制化運動を内海貞太郎は次のように振り返る。「(1950年代に)法制化されなかったことが、ライブラリーの本来のあり方を求めて自己改革を進めることができたとみられないこともない。もし1法により1955(昭和30)年当時の姿で固定化されておれば、今日のライブラリーの姿はなかったであろう。しかし法的措置もなしに約900の視聴覚ライブラリーを作りあげたということは、わが国としては異例のことであり、関係者の努力が俥ばれるのである」(内海 1978)。1950年代に立法化されなかったことが、その後の活動を活発化させたという評価である。それでは、こうした1960年代以降の予算措置につながる1950年代の法制化運動とはどのようなものであったのだろうか。内海も述べているように1950年代に900

ものフィルムライブラリーが全国にできていたが、これらは児童生徒や学校、地方自治体の予算で賄われており、高額な映写機やフィルムを購入するための法制化を行政に望む声が増しに高まっていた。

1950年代の法制化運動に関しては、張(2002)の研究がある。張は、1956年に視聴覚関係団体から文科省に出された地域視聴覚ライブラリー設置法案を社会教育の視点から分析し、その法案の動きを関係団体の資料や当時の社会教育の状況から明らかにしている。だが、1956年以前からも教育映画への経済的配慮を求める請願が絶え間なく国会へ提出されており、そうした連続性には触れていない。また、1950年代当時の視聴覚政策は学校教育と社会教育を特に区別しておらず、社会教育の政策だけをとり出して論じることは困難である。この法案作成の中心となったのは、学校教育を対象としている日本学校映画教育連盟^①(以下、学映連。1952年より学視連)と、成人向け社会教育を主とする全国視聴覚教育連盟^②(以下、全視連)であったからである。

そこで、本稿は映画製作者および視聴覚関係者や団体、文部省および政治家などの対応を通して1950年代の教育映画の法制化運動を明らかにすることを目的とする。教育映画の定義は多様であるが、「児童にわかる表現で制作された映画」を指している(望月 1959)。1950年代は、教育映画の中でも、特に学校の授業で教材として用いる教材映画が積極的に制作され、利用された。この背景には、1947年・1951年に出された学習指導要領が試案であったため教育実践は各学校や教師にゆだねられていたこと、戦後の花形教科とされた社会科が教科書を重視しない方針で当初進んでおり、教材に対する関心がよ

り高まっていたことなどが挙げられよう。本橋により現在も高価なICT機器の購入を巡る行財政のかけひきに示唆を与えることができる。

2. 映画製作者による国会への請願

1950年代を待たずとも、すでに1948年より映画製作者による物品税や入場税免除を求める国会への請願が進められていた。これら請願が功を奏したのか、1948年の映教ニュースでは「入場税問題で厚生省乗り出す」と厚生省の動きがみられる。厚生省児童局が児童福祉法の精神を生かすために、児童対象の映画演劇やその他の興行に税を低減して児童負担を軽くし、事業の振興をはかるべきと5月27日に児童局保育課の事務局が大蔵省主税局で具体的な交渉を開始したという（「映教ニュース」2(5)1948）。入場税に関しては、東京都も1948年7月20日の都議会にて教育目的での映画、演劇他に対して入場税免除の条例を決め、教職員の引率する小・中学校生徒児童は映画5円以下、演劇演芸7円以下、その他3円以下の場合に免税とした（「映教ニュース」2(9)1948）。ちなみに、映教とは日本映画教育協会の略である（以下、映教）。

また、こうした映画製作者側の動きは国会も動かした。1948年6月19日に行われた第二回国会参議院財政および金融委員会会議録39号に、「教育映画フィルムの物品税免除に関する請願（第五百一号）」が見られる。そこでの内容は「現在教育映画の持つ使命は甚だ重要であるにも拘わらず、映画用のフィルムには娯楽映画同様八割の物品税が課せられ、製作費の高騰のために著しくその発展を阻害しておるので、適当機関の認定した教育映画にはフィルム税を免除されたいとの趣旨」で説明されている（会議録39号1948）。この件については、文部省教育映画審査委員会が設置され、同様趣旨で認定するとして議院の会議に付する必要があると審査決定された。その1週間後の1948年6月26日には伊藤保平委員長（財政および金融委員会）より、教育映画のフィルムに娯楽映画と同じ8割の物品税が課されていること、製作費の高騰のために文部省教育映画審査委員会の認定したフィルム

については税金を免除したいという話が出てている。1948年7月4日の財政および金融委員会ではこれら請願に対する意見が求められ、政府側からの意見が出された。原説明員からは教育上の映画を検定する会議に出されたフィルムはすでに免税しているということで、この請願はもう解決済みとの説明がなされた。だが、こうした文部省の説明に映画関係者は納得しなかった。翌年の1949年4月20日には文部委員会が入場税の軽減ないし撤廃が議論されている。また、5月22日には石山一松委員より教育映画の巡回映写助成、小林運美委員より教育映画助成に関する請願が文部委員会に提出されている。またその5日後の5月27日の参議院では映教より出された「教育映画の擁護に関する請願」⁹⁾が全会一致で採択され、内閣に送付された。この骨子は「教育映画を擁護する根本方針の確立と之を具現するために必要な経費を確保すること」であり、具体的には①教育映画製作に関する物品税免除、②教育映画への入場税免除か免税点引上げ、③暗幕の確保であった（会議録35号1949）。

このように教育映画製作者による減税および税金撤廃要求は受け入れられなかったが、相次いで出された国会への請願要求は、その後も国会議員を動かした。1950年代も引き続き、国会で教育映画に関する議論がなされたのである。

3. 教育映画法案と映画文化法案

教育映画製作者が最初に働きかけたのは社会党であった。1950年7月22日に開かれた社会党の文化懇談会において、教育映画関係者が強く要望をしたのである。教育映画関係者は前年に自らが衆参両院議長に請願した単なる税減免等でなく、党の文化政策の一つとして教育映画育成という根本方策を立てることを望んだ。高萩龍太郎は当時の状況を、社会党が音頭をとり、映画産業の労使代表や関係団体代表を集めて映画分科会を開いて懇談したとしている。社会党のこうしたイニシアティブの背景には、文化立法に対する同党の整備充実への強い関心のため、「映画産業助成法案」の早急な立法化促進があ

り、党からは鈴木茂三郎、浅沼稻次郎、金子洋文の参加者があったという（高萩 1990）。

こうした流れを受けて、1951年になると社会党の参議院議員で中央執行委員である金子洋文が中心となり「教育映画法案」の立案を進めることとなった。この法案の内容に関しては、教育映画関係者である利用者・指導者・製作者・関係団体・労働組合等全部の代表者の意向を聞きながら、案文の作成に取り掛かった。こうして数度の改訂を経て、最終案が決められた。法案の骨子は「全国の中小学校に教育映画を普及せしめて新教育の実を挙げんとする」と認識されていた（時報5（4）1951）。今議会に提出するために準備が進められ、これが成立すると視聴覚教育全般に及ぼす影響には甚大なものがあるとその成り行きには映画教育製作者より大きな関心が寄せられていた。

このような社会党の金子議員による「教育映画法案」が各新聞で大きく取り上げられて関心と呼んだが、これに対抗するように衆議院では自由党の長野長弘衆議院文部委員長が動いた。長野議員の所属する衆議院常任委員会の文部専門委員が中心となり、文部省芸術課に諮問しながら立案が行われた。こうして長野議員は「映画文化法案」を準備し、教育映画のみならず映画全般に対する税減免などの援助とともに、援助すべき映画への認定制度を提案した。これは先の金子洋文社会党議員が考えた「教育映画法案」が全国の小中学校で視聴覚教育を行うための施設をつくるというものと比較すると、大きく異なるものであった。長野議員による「映画文化法案」の内容をもう少し見てみよう。高萩龍太郎はその要点を次の①～④の4つにまとめている（高萩1990）。①国及び地方公共団体は映画等（映画・幻燈・紙芝居およびこれに関する機械）が健全娯楽・教材・学術資料として重大なことを認識して、この法律の定めるところによって、各種の適切な方法、手段で良い映画等が数多く製作され、普及するよう努めなければならない。ただし、その製作・普及に関して統制的干渉はしない。②映画等の認定・指導・援助を行うとともに認定映画の選賞・映画等に

関する研究助成を行う。③認定となった映画等のうち、優秀なものは選賞し、予算の範囲内で選賞金を交付する。④文部大臣および都道府県の教育委員会は認定映画等の収集、整理、保存をして、学校および一般の利用に供するようにしなければならない。これが要点であるが、①は法案の中心をなす内容であり、国や地方公共団体による映画製作と普及の援助を求める反面、干渉をさせないことが明記されている。また、製作された映画を認定し、その中でも優れたものにお金を与え、都道府県教育委員会にもそうした映画購入を求めるという点を特色として挙げることができる。ここでの対象は映画等としながらも映画・幻燈・紙芝居が事例として挙げられており、映画館で上映される一般的な劇映画ではなく、学校教育や社会教育で用いられる視聴覚教材を考えてつくられた法案であることがわかる。映教の月刊誌『視聴覚教育』『時報』では、2つの法案が一本化されるか、各々の法案が出されるかは不明であることを伝えている（「時報」5（5）1951）。

しかし、この「映画文化法」の内容が知れ渡ると、批判がわき起こった。それは、文部省の関係委員会が映画を選定するという点であり、戦前の政府による規制を思い出させるというものであった。「劇映画を中心とする全製作面に対し作品の「選定」によつて直接援助を行なおうとする点で、この点は戦時中の映画法に実質上移行してゆく恐れがあるとして劇映画・教育映画両面より拒否される結果となつた」（時報5（7）1951）。また、「劇映画関係では「選定」以外の方法でも特に政府から援助を受けることを好まぬ空気つよくむしろ政府が援助するならば教育映画をこそ保護育成すべきだという意見が決定的である」（同上）というものであった。「選定」とは、1947年に文部省により「教育映画等審査委員会」が設けられ、教育映画等の選定が実施されていたことを指している。こうした映画関係者による批判的な反応に対して、自由党は修正を考慮し、次の国会に提出成立を目指すとし、社会党の金子議員も趣旨が活かされればこの映画文化法に合流することもあり得る

ことを示していた。

しかし、結果的にこの2つの案は日の目を見ることはなかった。この失敗に対して、高萩(1990)は1953年に同じく議員立法で成立した学校図書館法と比較して、学校図書館のバックにある出版関係者と議員へのロビー活動、資金の差としているのは興味深いことである⁴⁰。

4. 地域ライブラリー法制化の動き

こうした中で、教育関係者による大きな動きが出てくる。それは、1948年頃から現れていた新教育の教材としての映画教材と、それを利用するためのフィルムライブラリー構想であった。

(1) 戦前および戦後の視聴覚ライブラリーの動き

映画製作会社は、糊口をしのぐために委託映画を製作しているが、収入を増やすためにさらに映画が広く用いられることを求めている。その一方で、学校の授業で用いる教材映画も不足していた。こうした理由により、製作された委託映画を教材映画にするためにどのように製作し、いかに活用すべきか、という話し合いが中央教育研究所の矢口新を中心に行なわれた。矢口新は、中央教育研究所所員として川口プランにもたずさわり、1950年前後には海後宗臣とともに授業で映画を用いる活動を精力的に行っていた人物であった(國分 2013)。ここで矢口は、「到底教科用映画にはならないと製作者側で見切りをつけているような題材でも、取上げ方はどこか活かせる道がある。又受入側としては、作品に委託主の名が出たり、商品が出たりしても、教科に利用出来る部分の探求が卒直に行われなければならない」という見方を示した。委託映画として製作された映画を教科用にも用いることで、映画製作側では利益を多少なりとも増やすことができ、教育側も映画製作という経済的負担なく教育の場で映画を利用して教育効果を挙げていくことを狙ったものであった。

この後、教育界は矢口の考えをとり入れ、1949年4月に長野県で行われた全国映画教育振興大会において、教材映画フィルムライブラリーの必要性が強調された。そして、全国映画教育協議会が結成されたことで「在来絶えず受身の

立場にあった教育者が自主性を確立して本来の姿を整える端緒が作られた」とした(「映教ニュース」3(7)1949)。こうして、1950年代は授業などで映画を用いる教材映画を中心に展開するのであるが、その代表的な活動が矢口を始めとする教育者側と映画製作者側が共同で製作した社会科教材映画大系である。このような授業での教材として映画を活用しようとする教育者側から映画製作者側への積極的な歩み寄りが見られる中で、「視聴覚ライブラリー法制化運動」は教育者側が主体となって行われるようになる。視聴覚ライブラリー自体は、戦前に東京都でも見られていた。1936年1月号『映画教育』紙上で東京市赤羽小学校校長西川幸次郎が「全日本教材映画連盟」の結成を提唱、そこでは児童や教師の自費購入が説かれた。また、1934年に関野嘉雄が東京市社会教育課教化掛長になった。これにより、映画教育振興費予算18600円を新しく獲得し、小学校教材映画ライブラリーを新設することになった。1937年には東京全市35区を7ブロックに分け、その校数に応じて一ブロック内に2ないし3カ所、合計16カ所にフィルムライブラリーを設置して、そこに小学校地理映画大系、理科映画大系の教材映画を配置したのである(稲田 1957)。

戦後の映画教育は、戦前の大日本映画教育会と教育映画製作協議会が合併して新たに1946年に発足した映教が中心となった。CIE(Civil Information and Educational Section)や文部省社会教育局、日本教職員組合などの支援を受けて、1947年5月から2カ月にわたり「映画を見る学童600万人組織運動」を全国的に展開した。ここで、優秀かつ健全な教育映画を恒常的に製作するためには、一映画番組にプリント100セットを称する体制が必要だとして、全国に少なくとも50カ所のフィルムライブラリーを設置することが考えられていた(田中 1979)。また、1947年頃よりCIEは教育映画400本を日本の教育団体に無料で貸し付け、1948年2月にはCIEからナトコ映写機1300台を無料貸与する受け入れのための組織づくりが文部省に要請された。文部省芸術課は全国に8ヶ所の地区視覚

教具本部を設置し、文部省および各都道府県教育委員会社会教育課の中に順次視覚教育係を新設させ、その下に都道府県中央図書館を設置場所とする視聴覚ライブラリーを設けた。CIEと軍政部の強制的な側面はあったが、文部省とCIEは共同で視覚教育指導者講習会を1948年4月より全国14カ所の主要都市で開いたりした。こうした動きに対し、「今まで掛声ばかりで遅々としていた映画による新教育の実践が、ナトコ受け入れにより、未開発の小、中学校を含めた各方面に、大きく、具体的に、全国的に浸透してきた」と映画を用いた新教育を田中純一郎は評価している（田中 1979）。その後、占領政策が終わりを告げる間際に映写機やフィルムはUSIS (United States Information Service) を通じて日本に委譲された。この受け入れを担った文部省社会教育局は1953年4月9日付で「視聴覚教育の運営の当面の問題について」を局長通達で公布した。その内容は、地域別に視聴覚ライブラリーを拡充させ、総合的に運営するための地区視聴覚ライブラリー委員会を設けることが望ましいというものであった（田中 1979）。

戦後、地域ライブラリーの設置に対して国家的な援助を求めたのは、映画の検閲によって政府が圧力を加えるおそれもなく、法律が制定されることで学校教育や社会教育の現場で受ける恩恵ははかり知れないものがあるという考え方からであった。また、義務教育費国庫負担法（1952）や理科教育振興法（1953）、学校図書館法（1953）などの関連法律もでき、条件整備が整ってきたので焦点を絞ったこともあった（森脇 1959）。ここからは全視連事務局長の水谷（1960）、教育映画総合協議会の事務局長であった森脇（1959）の整理を中心に、視聴覚ライブラリーの法制化運動の展開について述べていく。視聴覚ライブラリー法制化運動は、1955年6月に京都で開かれた全視連の京都大会の大会決議に始まる。大会決議では、視聴覚教材の確保のための行財政的措置に関して「これを地域フィルム・ライブラリー設置法の制定促進に統一して、この実現のために強力な運動を展開する」と定めた。そして、この「フィルム・ライブラ

リー設置法」の草案は、第三部会の教育映画総合協議会の田口助太郎⁶⁾から提案された。草案は「地域視聴覚資料館設置法について」というものであった。趣意書の書き出しは、「戦後学校では子どもたちの生活経験を重んずる新しい学習が行われるようになり、この方針にそつて教科書のほかに映画・放送等、視聴覚的な教材が前より一層重視されるようになりました」として、新教育における教材の側面より視聴覚の有用性を説明する。そして、「視聴覚資料のうち、教育映画は最も重要であり、学校はもとより青少年や一般大衆のためにはぜひなくてはならない有効適切な教育手段」とされた。そのため、社会教育および学校教育で「教育映画ライブラリーの堅実な発達をはかる」ことを目的とし、「地域の社会教育団体や小・中・高校等が単独では所有困難な教育映画等の教材教具を共同で収集し、整理し、保管し、成人教育及び学校教育のための利用に備える施設」とライブラリーを定義した。また、政府および都道府県は、区郡、市に少なくとも一つ設置されるように努めなければならず、設置者は都道府県あるいは政令で定める市町村教育委員会・連合体、政令で定める小・中・高または社会教育団体等の連合体とされた。さらに財政的措置については、国は都道府県に対して経費の二分の一、または都道府県が二分の一を補助することが国の責任として定められた（教育映画総合協議会 1955）。

(2) 教育映画総合協議会の結成

このように、草案では教育映画ライブラリー設置に焦点を絞り、その運営に関する法律とその財政的援助を国に求めたものであることがわかる。1950年代初までは主に映画製作者の側から、国会議員を通じて物品税や入場税の免税・減税などの経済的な請願や、映画教育の振興を請願するものが中心であったものと比較しても大きな変化であった。費用の面で見ても、それまでフィルムや機器の購入は児童生徒や学校負担が主であったが、国や地方公共団体にこうした予算を求め、その内訳を示しているのは注目される。そして、1955年にはフィルムライブラ

リーを促進するための教育映画総合協議会が結成された。この教育映画総合協議会の会員は、5つに分類される。①学校教育・社会教育の合同組織である全視連と学視連、②社会教育関係の社会教育映画普及会、③映画関係者中心の映教・教育映画製作者連盟、④映像機器企業（小西六などフィルム・エルモ機械関係）、⑤行政の文部省視聴覚教育である。この組織構成を見ると、映画製作側の団体が多い。また、文部省と民間団体という「官民一体」となったものであることもわかる。さらに、1955年頃の代表的な教育団体である全視連と学視連、映画製作者、映画製作企業といった当時の教育映画を支えた関係団体が入った総合的な組織であることも目につく。

まず、この協議会では視聴覚ライブラリーの実態調査が行われた。それによると、すでに全国に500余りのライブラリーができており、そこで使われる年間予算は3億5千万を突破し、その内から1954年度に1億5千数百万円が教育映画の購入に回されていることがわかった。これを踏まえた京都大会終了後の6月21日には総合協議会が開かれて、運動の中心を全視連と学視連が請け負うこととなった。中心人物は森脇達夫、水谷徳男、関野嘉雄である。両団体による法案の再検討、運動の準備が行なわれ、1956年7月1日に両団体の第一回協議会が開かれた。この時の協議は、法案検討を中心にライブラリーに対する両連盟の考え方の相違点を調整し、統一した態度を作ることに主眼が置かれた。具体的には、次の5点である。①政府提案の形で法案を提出する、②多様な形態がある設置者について軸を決めるが柔軟に対応する、③財政上の現実から学校教育と社会教育を一本化する、④法案を「地域視聴覚ライブラリー設置法」とする、⑤両団体で「地域視聴覚ライブラリー設置促進委員会」を設けるのである（水谷1960）。特に①については、議員立法だと格別な運動が必要のため文部省の諒解を得て政府提案でいく希望であった（森脇1959）。

しかし、教育・映画関係者の連合で出されたこの原案に、文部省は冷ややかな態度をとった。

8月3日に文部省からは視聴覚教育課長の木田宏、鈴木、有光、前川事務官らが出席した懇談会がもたれた。木田課長の見解は、次の6つの要点にまとめられている。(a)問題が全教育者の関心事になっていない、(b)法律の準備には機が熟していない、(c)法案提出の時期は相当先になる、(d)図書館法との関係が難しい、(e)補助対象は研究中、(f)急ぐのであれば教科書常設展示場と結びつける方法もある（水谷1960）。この文部省の意見を見ると、(a)(b)は法律づくりには教育関係者側の体制や要望度が足りないと言われている。また、(d)の図書館法について、1953年成立の学校図書館法第二条では、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校では「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し」⁶⁾とある。ここでは視聴覚教育と学校図書館のすみわけを指しているのであろう。加えて、公民館からもライブラリーの要請が出ていた（森脇1959）。また、補助対象については文部省も案がなかったが、急ぐのであれば(f)のように同じ教材である教科書と結びつける案を提案し、将来的には法案提出の見込みがあることを示唆した。

こうした文部省の意見について、両団体からは図書館に結び付けるのではなく単独立法の旨を伝えたところ、さらに文部省側からは(g)ライブラリーが学・社両用である点、(h)郡市単位に設置する点、(i)補助金立法である点で難しいということであった。(g)についてはライブラリーが学校教育と社会教育の両方を含む点での管轄の問題だろうか。また、(h)では設置者が都道府県だけでなく郡市というスケールまで含むとなると、膨大な数を網羅しなければならないという問題だと予想される。こうした視聴覚教育課の木田課長らの意見を受けて、9月9日に両団体のメンバーからなる地域視聴覚ライブラリー設置促進委員会が開かれた。そこでは、前回の草稿を修正した案を提案した。変更した個所で注目されるのは次の3点である。1点目は、教育映画ライブラリーという名称を、地域視聴覚ライブラリーという名称に変更したこと

である。教育映画という一般的な用語ではなく、地域、視聴覚という名称を採用したことは、よりその目的を明確にするものであった。2点目は、設置の義務である。この変更により、都道府県に一つの地域視聴覚ライブラリーが設置されるようになる。以前は、区・郡・市に一つの設置であったが、変更案は都道府県に一つ、郡・市にそれぞれ一つずつとより詳細に設置数が規定された。3点目は、設置者に市町村を加えて、市町村教育委員会や社会教育団体という言葉、図書館、公民館というように具体的に社会教育機関の名称を入れたことである。

9月26日、両団体はこの要項案を総合協議会に報告し、その席で運動推進本部設置のための経費30万円の負担を求めたが、「京都大会でも業者はひっこめという話だった」という意見もあり反対された。加えて、「文部省が難色を示すようなら議員立法か、内閣に設けられる予定の映画審議会に提案して、法律の実現をはかりたい」という、文部省を批判する意見があったことも記録されている（水谷 1960）。こうした意見は、全視連・学視連と映画関係者の一枚岩でない組織状況、文部省という国の教育組織に対する映画関係者や企業からの反発と推測できる。本来、要項案は協議会の応援を受け、文部省との再度の調整を行おうとしたものであったが、全視連の中心人物であった水谷はこうした協議会の雰囲気「何か釈然としないものがあった」と吐露している。この一件以後、協議会とは距離を置く全視連・学視連が動き出すようになる。

(3) 全視連・学視連と文部省の攻防

10月12日に全視連、学視連、文部省の三者懇談会が行われ、11月5日に全視連、学視連の会長名により「地域視聴覚ライブラリー設置に関する要望書」が文部省、大蔵省、自治省に出された。11月7日から3日間は学視連の世田谷大会、11月9日には1955年教育映画祭・教育映画総合振興会議が開かれ、どちらも視聴覚ライブラリーの問題を取り上げたため、「法案運動は著しく高潮の感があった」（水谷1960）。特に、世田谷大会では、両団体の提携による運動の強

化、運動を地域的に結集するための連絡協議機関の確立、運動目標を昭和31年度国会におく等の決議がなされた。その決議の事後処理が学視連事務局に一任されたことを契機に、両団体の合同協議がもたれ、それまでの法案促進委員会を解消して「地域視聴覚ライブラリー法制化学視連全視連協議会」（以下、法協）が12月26日に設立された。これにより、全国運動としての法制化運動が始まった。運動の主目標は、次の3つであった。①本年末に閉会の国会に「地域視聴覚ライブラリー設置法」が文部省から出されるように努力する。②昭和33年度政府予算に関係予算が計上されるよう努力する。③法制化運動趣意書を全国に配布、府県毎に法案推進機関の設置を要請するである。その後、法協は文部省と数度の打ち合わせを行い、3月20・29日に立法化にあたって、技術的・政治的な問題の処理は当局に一任することになった。こうした中で、内閣の映画審議会において地域視聴覚ライブラリー助成問題が取り上げられ、ここでも田口助太郎が原案作成をした。地域視聴覚ライブラリー助成のための立法措置を政府は速やかに講ずるようという内容の「教育映画等の健全なる普及発達について」が答申され、添付の「地域視聴覚ライブラリー助成法案」とともに、6月18日に全会一致で決定した。

こうした映画審議会での助成法答申が決まった頃に法協が開かれた。岩間課長も出席し、文部省はその趣旨に全面的に賛成であり、来年度予算請求を行う意向であるとされた。これにより、来年度の予算案が成立する前に文部大臣や関係省庁に陳情することになり、両団体関係者などが設置基準案や必要書類の作成に着手した。その陳情内容は映画審議会が答申した趣旨に従って法案を成立させるというものであった。しかし、岩間課長の上司である内藤社会教育局長の反応は冷たかった。「青少年映画対策が重大な折柄、視聴覚ライブラリーのことも総合的な構想をもつてのぞまねばならないのではないか。また地域ライブラリーの助成は、助成ということ自体が困難だと思われるが、仮にその予算を獲得できても、きわめて限られたものと思

われる。全国に5百以上もあるライブラリーを一々助成するというようではその実があがるわけではない。だから例えば中央でその資金をもって映画の面倒を見るというような、この法案と別の法案も考えられるのではないか」(水谷 1960) というような反対意見を出した。

それまで法協側と一緒に議論を積み上げ、好意的な反応を見せていた岩間課長は「文部省の情勢が変わったこと、現状では法案提出が困難なこと、文部省ではやはり教育映画の製作・配布を行って、利用を活発にすることがライブラリー助成の基礎になることを考えていること、来年度はその経費を要求している」(水谷 1960) という苦しい胸の内を吐露した。立法化については文部省一任であったので、これにより法制化運動は終わりを遂げた。1956年7月のことであった。

なぜ、法制化運動が失敗したのか。中心で動いた水谷は、全視連や学視連といった運動体内部にその原因があるとし、両団体の組織と資金の脆弱性を運動が全国展開にならなかった理由とする。その一方で、局長談話にあった「青少年映画対策が重大な折柄」をその原因とする記事も水谷の文章から散見される。青少年映画対策とは、1956年に封切りされた石原慎太郎原作の『太陽の季節』映画を不良映画とし、未成年者の観覧を条例で禁止するなどの取り締まりを指している。文部省は視聴覚ライブラリー法案よりも、この青少年に対する「不良映画」の観覧制限を国会に提出することについて世論の反対を受けていたことが記されている。加えて、文科省はライブラリー法案をめぐる両団体とやり取りしている最中に、映画16巻(文部省企画作品9巻、選定作品7巻)、スライド22本(文部省5種各2本、選定作品12本)を、各都道府県に無償配布した。交渉最中のこうした文部省の処置とその姿勢には、非難の声があがっていた(永原 1957)。しかし、いずれの理由であれ文部省を動かした地域視聴覚ライブラリーを立法化するという関係者たちの運動は水泡に帰したのであった。

5. おわりに

以上のように、本稿では1950年代に行われた映画製作者や教育団体による教育映画に対する法制化運動を検討した。1950年代当初は映画関係者による映画に関わる物品税や入場税の軽減を求める請願であったが、1950年代中ごろには教育関係者が中心となり、監督官庁である文部省へ法制化を求めた。結果的にその要求は受け入れられなかったものの、学校教育および社会教育側から教育映画を用いようとする要求の高まりが文部省を動かそうとしたことを明らかにした。結論として、法制化運動は3段階を経た。1段階は、1948年頃からの物品税や入場税の軽減を求める映画関係者による国会への請願であった。2段階は、1951年頃の映画関係者が中心となり議員立法を推進する段階である。3段階は、1955～1956年に教育関係者が中心となり、監督官庁である文部省へフィルムライブラリーのための「地域視聴覚ライブラリー設置法」の制定を求めた段階である。この段階を経る中で、要求の主体が映画関係者から教育関係者へ、要求の対象が国会議員から文部省へ、その内容も映画関係者による税の軽減要求から学校教育や社会教育で必要なフィルムライブラリー整備へと変化したのである。

「はじめに」で述べたように、1964年より補助金が計上され、1973年からは視聴覚センターの建設を促すための公的な援助が始まった。しかし、1950～1960年代の地域視聴覚ライブラリーの充実・発展の時期が、教材映画の教室での利用のピークであった(日本視聴覚教材センター 1993)。そのため補助金が出るようになる頃は、テレビやビデオの普及にともない映画の利用は次第に低下していった。教室では教材映画があまり見られなくなっていたのである。

註

- (1) 全国27都道府県の映画教育関係者約150名が映画教育を利用する側として「教育者の自主性を確立し、新しいライブラリー運動を展開する」ために1949年5月に全国映画教育協議会が結成された。この3カ月後に日本学校映画教育連盟

- (学映連)と名称を変更し、規約も作成した。その後、1952年1月に日本学校視覚教育連盟(学視連)に名称を変更した。この時の視覚教育を視聴覚教育と変更したのは、1960年のことであった。学映連および学視連の結成前後については、南山小学校教師から東京都視聴覚専門主事となった高萩(1990)に詳しい
- (2) 1953年8月5日に結成され、学視連に対する社会教育の全国組織であった。発足後は社会教育の映画製作よりもフィルムライブラリーの整備拡充に力を入れた(田中1979)。
- (3) 「映教ニュース」「映教より衆参両院議長宛請願 教育映画擁護の根本方策樹立を要望」『映画教室』3巻5号, 1949年, 30頁。なお、映教の機関紙である『映画教室』は1947年2月に発刊したが、1950年6月に『映画教育』と改題し、1951年4月より『視聴覚教育』に変更した。団体名も1980年4月より(財)日本視聴覚教育協会と改称し、2018年6月時点で848号を重ねている。
- (4) 高萩(1990)は、政治に金はつきものだとし、学校図書館法は出版社が一体となって動き、口は開けないが金は出すという感じだった半面、映画関係は精神論が強く口は出すが金は出さなといった感じであったとしている。
- (5) 学校図書館法(昭和28年法律第185号)。法律は第七条までであるが、視聴覚関連の言葉は、この第二条と第四条に学校図書館で映写会ができるという文言がある。
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/011.htm (2018.7.8 参照)
- (6) 田口助太郎は、元衆議院議員で自由党政務調査会副会長も務め、文化・農林・予算などの常任委員も務めて政界・官界の事情に精通していたため、委員長に任命された(森脇1959)。

【引用文献】

- 稲田達雄(1957)「教材映画とライブラリーの問題」『視聴覚教育』11(6)。
- 吉原順平(2011)『日本短編映像史』, 岩波書店。
- 張智恩(2002)「社会教育における映画の普及と活用について—1950年代の視聴覚ライブラリー公設化運動の過程と意味をめぐって—」『東京

- 大学大学院教育学研究科紀要』42。
- 望月衛(1949)「第七章 教育映画の製作」財団法人日本映画教育協会, 『視覚教育精説』。
- 高萩龍太郎(1990)『視聴覚わが道わが人生』ダイニチ出版。
- 田中純一郎(1979)『日本教育映画発達史』蝸牛社。
- 國分麻里(2013)「初期社会科における教材映画の特色—「社会科教材映画体系」を手がかりにして—」『社会科研究』79。
- 森脇達夫(1955)「視聴覚教育当面の問題—地域視聴覚ライブラリー設置法案をめぐる諸問題と学視連・全視連—」『視聴覚教育』9(11), 14頁。
- 水谷徳男(1960)「AVL法制化運動はどうなったか」『視聴覚教育』14(5)。
- 永原幸男(1957)「視聴覚教育一九五七年」『視聴覚教育』11(3), 10-13頁。
- 日本視聴覚教育協会編(2008)『視聴覚協会80年の歩み協会創立80周年記念誌』。
- 日本視聴覚教材センター(1993)「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」『視聴覚教育メディアの活用』, 文部省準拠。
- 内海貞太郎(1978)「視聴覚ライブラリーの整備充実」『視聴覚教育のあゆみ』。
- 「映教ニュース」(1948)『映画教室』2(5), 17頁。
- 「映教ニュース」(1948)『映画教室』2(9), 頁数なし。
- 「映教ニュース」(1949)『映画教室』3(7), 47頁
- 「映教ニュース」(1949)『映画教室』3(8), 47頁
- 「第二回国会参議院財政および金融委員会会議録第三十九号」, 1948年6月19日, 376頁。
- 「官報号外 参議院会議録第五十三号」1948年6月26日, 685頁。
- 「官報号外 参議院会議録第三十五号」1949年5月27日, 980頁。
- 「財政および金融委員会議事録第五十五号」1948年7月4日, 1014頁。
- 「文部委員会議録第4号」1949年4月4日, 2-3頁。
- 「第五回国会参議院文教委員会会議録第二十五号」1949年5月22日, 3頁。
- 「時報」(1951)『視聴覚教育』5(4), 48頁。
- 「時報」(1951)『視聴覚教育』5(5), 58頁。

「時報」(1951)『視聴覚教育』5(6), 63頁。

「時報」(1951)『視聴覚教育』5(7), 54頁。

「時言」(1955)『視聴覚教育』9(9), 頁数なし。

「時言」(1956)『視聴覚教育』10(12), 頁数なし。

Development of the Movement for Legislation of Educational Films in the 1950s

Mari KOKUBU

This paper deals with the movement for legislation of educational films in the 1950s, focusing on political correspondence by film officials as producers and educators as users. During the 1950s, educational films had been frequently used in classrooms as an alternative teaching method of new education. Consequently, budgets for purchasing educational films posed a significant problem.

The movement for legislation of educational films took three steps; the first step is that film officials petitioned tax cuts to the National Diet from around 1948. The second step, in around 1952, is that film officials promoted a bill introduced by Diet members. The third step, between 1955~1956, is that educators urged the Ministry of Education, Science and Culture to enact the “Local Audio-Visual Library Law.”

In the end, the movement for legislation ended in failure. However, accomplishments were recognized with those carrying out demands changing from film officials to educators and the contents of the demands changing to the necessity for the establishment of audio-visual libraries for schools and the need for social education.